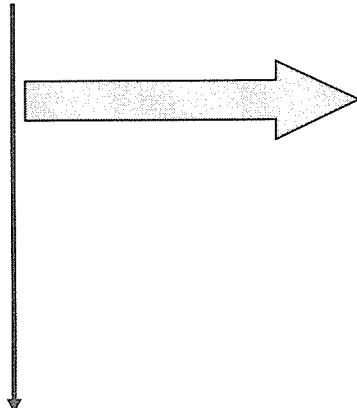


<第1次案の検討②>

教育・保育・福祉界の学識経験者2名へのヒアリング調査

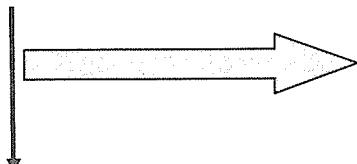


- 1)保育・教育の融合から一貫性をどう作っていくかについて
①0,1,2歳児の保育と3歳児～小学校就学前までの保育内容の課題を分けて考える。特に小学校との接続、低年齢児と3歳児との接続における教育を検討する。
②保育期間、幼稚園児、保育所児にかかわらず、一貫した保育・教育をどう実施していくか。
③保育・教育の融合と一貫性を作っていくための保育者の資質向上(組織としての研修)。
2)総合施設と評価の項目について
①重要な項目についての指摘、「食生活の環境と整備」「生活の場=教育の場という循環性」「子育て支援」「地域や関係機関との連携」「守秘義務」「質の向上」「安全・事故防止」「感染症対策」
②外部評価についての指摘、「より適切な評価システムのあり方について(相互的な評価)」

2006年度 保育の質の向上に資するための自己評価を基盤とした評価システムの構築

<修正ガイドライン案(第2次案)の策定>

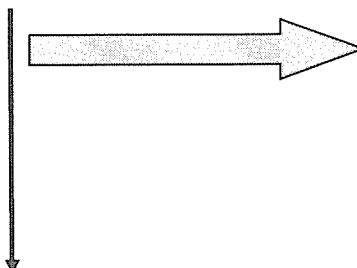
前年度の調査結果をふまえた評価項目および評価方法の再検討をもとに第2次案を作成



- 【主な修正内容】
①「施設長」「保育者」「調理担当者」それぞれの自己評価項目案の作成と検討
②3期にわたっての自己変容を重視した評価の実施の計画
③3段階評価から4段階評価への変更

<第2次案の検討>

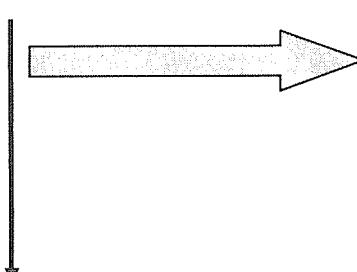
幼保合同保育実施施設4園における、園内研修と関連付けての自己評価の実施の試み



- ①自己評価による評定値は全体的に高い傾向にあった。
②低い評定値や「該当なし」および無記入の回答が合計して全体の50%以上見られた項目は、食事、乳児・障害児・一時保育関連、関係機関との連携、研修、苦情への対応等に関するものであった。
③それぞれの項目の表現等について4施設の回答者から自由記述および園内研修において具体的な疑問や提言があった。
↓
上記の①～③をふまえた評価項目のさらなる検討(評価項目の変更・加筆・修正および評価の段階の変更)

<第3次案の策定と検討>

修正を加えた自己評価項目案による総合施設モデル事業実施施設(全35施設中協力を得られた24施設)を対象とした調査



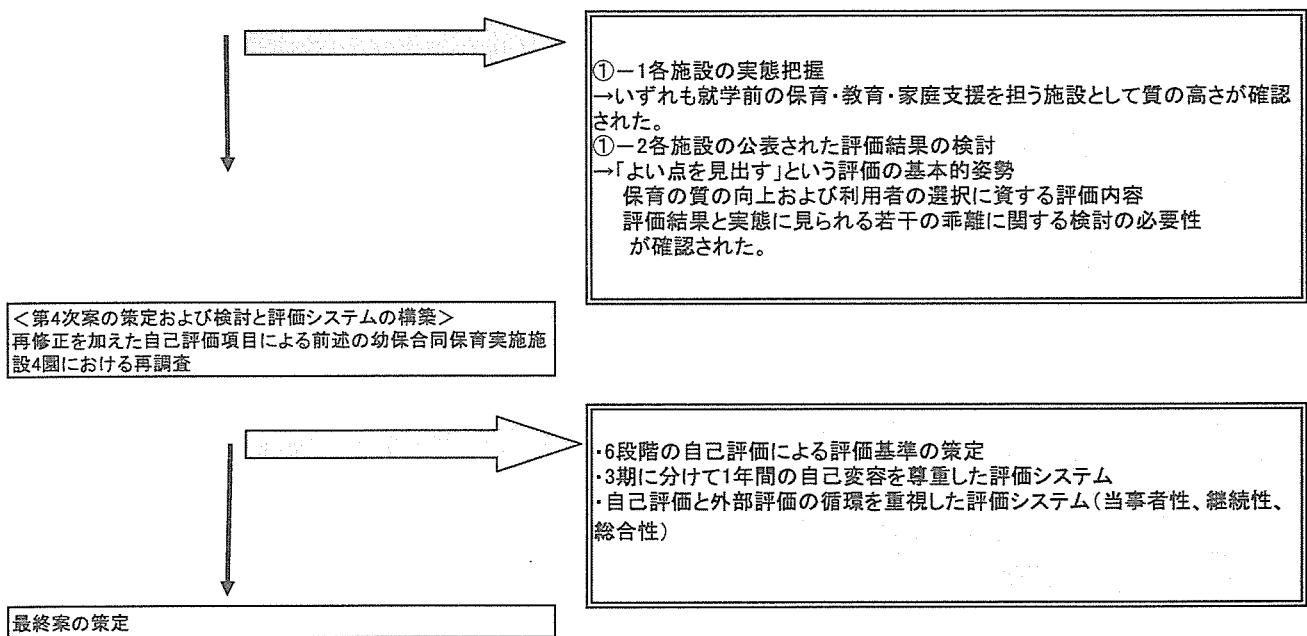
- ①「あてはまる」回答80%以下の項目カテゴリ(保育者・施設長)5→認定こども園として基本的に大切と考えられる要素が多く含まれていた。
②カテゴリには保育者と施設長で共通している部分と若干の認識の違いがうかがわれる部分が見られた。
・全幼稚による自己評価評価基準と園内研修での意見収集の結果から、「遊びの展開」「環境の再構成」に関する2項目を新たに加筆した。

<評価システムの検討>

イギリスにおける評価システムの実態に関する情報の収集と分析

①Ofstedによる評価を受けた5施設(ロンドン市内および近郊)の訪問調査

②Ofstedの訪問およびスタッフへのヒアリング



【本研究メンバー】

主任研究者 増田 まゆみ（目白大学人間社会学部教授）
分担研究者 石井 哲夫（白梅短期大学名誉学長・社会福祉法人嬉泉常務理事）
分担研究者 柴崎 正行（大妻女子大学児童学科教授）
特別研究協力者 森上 史朗（子どもと保育総合研究所所長）
研究協力者 石井 章仁（東京家政大学非常勤講師）
研究協力者 高辻 千恵（いわき短期大学幼児教育科専任講師）
研究協力者 田中 まさ子（岐阜聖徳学園短期大学教授）
研究協力者 富田 真紀子（全国保育士養成協議会現代保育研究所主任研究員）
研究協力者 渡辺 英則（ゆうゆうのもり幼稚園園長）

補 章

森上 史朗

自己評価と外部評価に関する考察

1. 保育施設評価の経緯

保育所においても、幼稚園においても、いずれの場合も保育施設の側からの必要から評価が始まったわけではない。すなわち、保育所の場合は、社会福祉施設基礎構造改革の流れの中で、平成12年に「社会福祉法」が制定され、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより(中略)良質かつ適切な福祉サービスを提供するようにつとめなくてはならない」と及び国は、「福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなくてはならない」とされた。つまり、社会福祉施設の横並び評価の中で保育所においても保育の質の評価が求められることになったのである。

一方、平成10年には「福祉サービスの質に関する検討会」が発足し、平成13年には、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」が出され、社会福祉施設全般にわたる具体的な評価の指針が示された。なお、児童福祉施設に関しては平成12年に「児童福祉施設等評価基準検討会」が設けられ、具体的な基準表作りや、試行調査を経て、平成14年から第三者評価が実施されることになった。

なお、「児童福祉施設等評価基準検討委員会」報告では「福祉サービスにおける第三者評価事業者とは、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業のことである」としている。しかし、”当事者性”を排除し、第三者性のみを強調すれば、よい評価を得ることのみを指向したり、適マークを取得するような姿勢を生むという危惧があり、そういう点から第三者評価は、評価調査者による評価だけでなく、サービスを提供している事業者(保育所)の園長や保育士による自己評価と施設利用者(保護者)の利用調査等を合わせて、総合的に評価することを求めている。それと同時に、その保育施設の保育の質を改善するような、より良いサービス水準へ誘導するような項目を設定することや、マニュアルや記録の作成に重点が置かれ過ぎないように実際に保育がどう行われているかを重視すること等があげられている。

一方、幼稚園の場合の評価は、小中学校の評価との並びで、始まったという経緯がある。最初は平成10年の中央教育審議会(以下中教審と略称)の答申において「学校の経営責任を明確にする」ために保護者や地域住民に学校の実態を説明する資料として、学校の自己評価が提起されたのである。次いで、平成14年の中教審答申において、「信頼される学校づくり」のために学校と学校外との双方向のコミュニケーションを拡充することの必要性が提言され、この双方向のコミュニケーションの成立を確実にするために、学校の自己点検・自己評価の実施とその結果を保護者や地域住民等に公表することが提起され、さらに「自己点検・自己評価の実施とその結果の公開の進展に併せ、外部評価が加味され、外部評価への導入へと段階的に進めていくこと」が求められたのである。

こうした答申を受けて、平成14年小・中学校の設置基準が新設され、それぞれ第2条に自己点検・自己評価とその結果の公表が位置づけられた。その後、平成17年に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2,005」(いわゆる骨太方針)において「義務教育について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成17年度に策

定する」ことが求められた。幼稚園もこの方針を踏襲して、外部評価の導入をめざして試行し、段階的に進めて行くことになり、現在さまざまな試行が行われているのが現状である。

2. 自己評価の意義とその問題点

学習指導要領や幼稚園教育要領には、常に指導の過程についての反省や評価を適切に行うことの必要性が示されている。したがって、本来的には、日々の実践を記録し、査察するなど日常的に自己点検・自己評価が行われることになっている。しかし、これまででは、形式的な評価でお茶を濁し、問題の追求を避けてきた事の反省に立って、それぞれの設置基準では「前項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする」とことと、評価結果の公表が位置づけられることになったのである。

自己点検・自己評価の意義は次のような点にある。第1には、やらされてやるのではなく、自らの保育を、自らの園をよりよいものに改善しようとして行う点である。第2には評価者が特定の事項についてのみ行う評価ではなく、「いつでも、どこでも、だれでも」行う評価であるという点である。しかし、日常性に流されないためには、できる時に実施し、その結果をファイルしたりして、いわばポートフォリオのように累積的・形成的評価に取り組むことが必要となる。第3には、”双方向のコミュニケーションの拡充”という点である。平成14年の中教審答申では「学級担任には、学校及び学級の教育目標、授業の進め方や子どもたちの様子、これらの教育成果等について保護者に十分説明し、保護者の意向も把握しつつその理解を深める日常的な努力が極めて重要である」とされ、さらに学校外との双方向のコミュニケーションを確実にしていくために自己点検・自己評価の実施とその公表を必要とすると述べている。第4は、同僚性と専門性という点である。木岡一明は、学校評価システムの調査研究において、「効果的に学校評価を推進している学校では、教師や集団がつながりあう関係において議論や葛藤が生じやすい傾向があり」さらに「こうした傾向においては、教職員は相互に自己を肯定的に主張し、その衝突を通じて自己の”不完全”さに向き合い、発達への意志に基づいて自己の発見、再構成へと動き、また、新たな自己の発見、再構成というサイクルを繰り返していく」ことが行われていることを明らかにしている。

自己評価には以上にあげたような意義はあるものの、次のような問題点も存在する。第1には、今までの慣習につかり切っていた学校（園）においては自己を取り囮む状況に問題があったとしても当たり前に思えて見逃されるという危惧がある点である。第2には、問題の存在は意識しても、解決の困難な問題の噴出や責任の追求、人間関係の対立等を恐れる思惑が働いて、形式的な評価や対症療法的な対応に終始して、問題の徹底した追求を避ける傾向が生じやすい点である。

3. 外部評価の意義とその問題点

以上にあげた自己点検・自己評価の問題点を克服するものとして外部評価の必要性が導かれる。

しかし、外部評価の考え方、取り組み方には様々なものがあって、その効果も様々であるので、先ず外部評価の考え方の違いについて明らかにしておくことにする。木岡一明は外部評価を構成する視点として、①同業性、専門職性②市場性（顧客主義）③監督性④専

門性（第三者性）の4つをあげているが、これを手がかりにして外部評価についての違いとその問題点を明らかにしたい。

（1）同業性（専門職性）に基づく外部評価

学校（園）同士でお互いの学校（園）を評価し合う方法であるが、これまでの学校（園）には、変化を嫌う体質、閉鎖的体質、あるいは”倦怠の組織化”などが存在することから、効果的な外部評価とは見なされない傾向がある。しかし、木岡は自己点検、自己評価の限界を克服する鍵は同業性にあるとしている。すなわち同僚や他校をいかに評価しうるのかが問題であり、それを適切に評価できないのであれば、いくら他の外部評価を実施しても、効果はあまり期待できないとしている。それは、「学校における相互不干渉や協働性の崩壊が事故を映し出す外部評価の効果をうすめ、教職員による反省的行為が引き出されていくこと」を妨げることになるからであるとしている。

（2）市場性（顧客主義）に基づく外部評価

サービスの受益者（保護者や地域住民）が自分たちの要求・要望に照らして評価するというものである。しかし、前述の「学校評価ガイドライン」では、地域協働の視点から「保護者、地域住民に対するアンケートは、これまで外部評価ととらえてきたが、これからは学校の自己評価のために必要な情報収集の一環ととらえることが適当である」として、外部評価にはこれらより客観性、専門性を求める方向を打ち出している。

（3）監督性に基づく外部評価

「学校評価ガイドライン」では「設置者は各学校の自己評価書、外部評価書、学校訪問や校長に対する意見聴取等により、各学校の教育活動とその他の学校運営状況を把握し、それらのもとに、学校に対する支援や条件設備等の改善を行う」ことが必要であるとしているが、設置者による評価は監督というよりも支援や指導に力点を置いたものと考えた方が適当であろう。

（4）専門性（第三者性）に基づく外部評価

中教審答申では、学校の自己評価結果を外部評価することや第三者による評価を検討することを求めていている。この方向は幼稚園にも適用されることになる。現在、児童福祉施設では自己評価を含んだ第三者評価が行われており、幼稚園でも第三者評価が実施されるとことになると、両者の足並みが揃えられることになる。

また、「学校評価ガイドライン」では、「外部評価では外部評価委員会（第三者評価期間）と学校（園）との間での十分な意見交換や対話を通じて、お互いの理解を深めるよう努力することが重要である」としている。そのためには適切な評価委員の確保と、その評価力の向上が今後の重要な課題となるとしている。

なお、外部評価に求められるものには、次の4つの側面がある、その1つは自己点検・自己評価では取り上げることの少ない問題を取り上げて、利用者優位の変革を促すといった側面である。これは学校選択性や保育バウチャー制等と連動する。第2は、多様な保育サービスが要求される中で「保育の質」をいかに確保するかといった側面である。評価内容としては、「保育内容」や「乳幼児の発達」等が中心となる。第3には、これまでの学校や園が閉鎖的で自浄作用や改革への指向が弱かったことへの批判から、その改善策として求められる側面である。第4には専門家である第三者によって、自己点検・自己評価の主観的な歪みを是正し、客観的性や公平さを追求するといった側面である。

外部評価において、これらのいずれの側面を指向するかによって、評価のあり方は大きく異なるてくる。

4. 自己評価と外部評価との関連

自己評価と他者評価は車の車輪のようなものであり、いずれか一方のみの評価ではその効果は期待できない。基本的には自己評価の上に他者評価が行われて、はじめてその効果が期待できるものとなる。なぜなら、外圧として「やらされる評価」ではなく、自分たちのクラスを、自分達の園をよりよいものに改善しようとするところから出発することになるからである。また、自己評価と他者評価において、園の内と外を区別することが困難である点である。矛盾した言い方ではあるが第三者評価を除いた外部評価においては、「自分を外部者だと思っている人は、外部評価に入れない方が良い」という見解がある。それは当事者性の薄い参加の仕方は単なる「評価者」の発言にとどまってしまうからである。

木岡の見解を敷延すると、園の経営とは「すでに出来上がった組織体を動かすことではなく、園のミッションに向けて、その周辺の人々を巻き込んでいく働きである」ということになる。その渦巻きの内部での同僚性、協働性を促すのが自己点検・自己評価の働きであり、外部評価は、渦巻きの周辺にいる人々を内へといざなったり、協働性を促すツールとしての機能が期待されることになる。そのような評価の再構築を望みたい。

<参考文献>

1. 木岡一明 学校経営と外部評価 指導と評価 第53巻4号 日本国書文化協会 2,007
2. 木岡一明 学校評価の「問題」を読み解く 教育出版 2,004

資料 1

平成 17 年度 厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)
「就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究」

調査ご協力のお願い

この調査は、多様な機能を柔軟に実施していくことが求められる総合施設におけるサービスの質（教育・保育の質）の向上に資するため、総合施設における保育・教育内容の評価基準ガイドラインを策定するためのものです。

お忙しい中、大変お手数をおかけいたしますが、貴施設で実施している教育・保育内容についてのアンケート調査にご協力いただきたく、何卒よろしくお願ひ申し上げます

大変恐縮ではございますが、**調査票記入後は、平成 17 年 月 日までに、ご返送下さい。**

ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個人情報として取り扱うことはありませんので安心してご回答ください。また、調査研究以外の目的に使用することはございません。

[この調査に関するお問い合わせ先]

厚生労働科学研究班主任研究者

目白大学人間福祉学科

増田 まゆみ

E-mail: masuda@mejiro.ac.jp

※E-mail でご連絡いただくのが一番はやくお答えできます。

FAX: 0466-33-2893

【問1 貴施設についてご記入下さい】

1) 貴施設の開園時間をご記入下さい。

<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	～	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分	まで
----------------------	---	----------------------	---	---	----------------------	---	----------------------	---	----

2) 貴施設の職員数についてご記入下さい。

		幼稚園長 保育園(所)長	副園(所)長 教頭	保育担当		
常勤職員数	幼稚園	人	人	人	人	人
	保育園(所)	人	人	人	人	人
	幼・保合計	人	人	人	人	人
非常勤職員数	幼稚園	人	人	人	人	人
	保育園(所)	人	人	人	人	人
	幼・保合計	人	人	人	人	人

		保健師・看護師	栄養士	調理員	事務担当者	その他 ()
常勤職員数	幼稚園	人	人	人	人	人
	保育園(所)	人	人	人	人	人
	幼・保合計	人	人	人	人	人
非常勤職員数	幼稚園	人	人	人	人	人
	保育園(所)	人	人	人	人	人
	幼・保合計	人	人	人	人	人

3) 實施設の利用者数についてご記入下さい。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員数	人	人	人	人	人	人	人
利用者数	人	人	人	人	人	人	人
幼稚園と同様に4時間程度利用する子ども数	人	人	人	人	人	人	人
保育所と同様に8時間程度利用する子ども数	人	人	人	人	人	人	人
保育所と同様に8時間を超えて利用する子ども数	人	人	人	人	人	人	人
親子登園、親子の交流の場への参加等の形態で利用する子ども数	人	人	人	人	人	人	人

利用者の利用形態等について、何か特記事項等ありましたら、簡単にご記入ください。



問2-1 貴施設が、総合施設として理念・目標としていることに、以下の項目はどの位あてはまりますか。あてはまる程度の数字を一つ選んで○をつけて下さい。

	1 全く あてはまらない	2 あまり あてはまらない	3 どちらかといえ あてはまらない	4 どちらかといえ あてはまる	5 よくあてはまる	6 非常に あてはまる
① 子どもの最善の利益	1	2	3	4	5	6
② 地域の子育て力の強化	1	2	3	4	5	6
③ 地域に開かれた施設づくり	1	2	3	4	5	6
④ 多様化する幼児教育・保育のニーズへの対応	1	2	3	4	5	6
⑤ 新たなサービスの提供	1	2	3	4	5	6
⑥ 幼児教育の機会の拡大	1	2	3	4	5	6
⑦ 待機児童の解消	1	2	3	4	5	6

問2-2 上記 ①最善の利益 ~ ⑦待機児童の解消 の7項目の中で、貴施設が特に重要としていることは何ですか。1番目に重要としている項目、2番目、3番目に重要としている項目の番号を、以下の□の中にご記入下さい。

具体的に重視している点はどのようなことですか。
簡単にご記入ください。

1番目に重要としていること

〔 〕

2番目に重要としていること

〔 〕

3番目に重要としていること

〔 〕

その他、上記7項目以外で、独自に理念・目標としていることがありましたらご記入ください。

問3-1 貴施設が、総合施設の機能として目指していることに、以下の項目はどの位あてはまりますか。あてはまる程度の数字を一つ選んで○をつけて下さい。

	1 全く あてはまらない	2 あまり あてはまらない	3 どちらかといえ あてはまらない	4 どちらかといえ あてはまる	5 よくあてはま る	6 非常によく あてはまる
① 親の就労の有無等で区別しない、保育の機会・幼児教育の機会の提供	1	2	3	4	5	6
② 子育てに関する必要な相談・助言	1	2	3	4	5	6
③ 地域の親子が誰でも交流できる場の提供	1	2	3	4	5	6
④ 長時間保育	1	2	3	4	5	6
⑤ 子育てに関する情報提供	1	2	3	4	5	6
⑥ 地域の専門機関との連携	1	2	3	4	5	6

問3-2 上記 **①親の就労の有無等で区別しない、保育の機会・幼児教育の機会の提供** ~ **⑥地域の専門機関との連携** の6項目の中で、貴施設が特に重要としていること は何ですか。1番目に重要としている項目、2番目、3番目に重要としている項目の番号を、以下の□の中にご記入下さい。

具体的にどのように実施していますか。
簡単にご記入ください。

1番目に重要としていること

2番目に重要としていること

3番目に重要としていること

その他、上記6項目以外で、独自に実施していることがありましたらご記入ください。

【問4 教育・保育の内容について】

①0～6歳までの一貫した教育・保育を行うための計画を作っていますか。あるいは今後つくる予定はありますか。

1. ある 2. 現在はないが、作る予定である 3. ない



それはいつ頃ですか。以下から一つ選んでください。

1. 年度内 2. 3年以内 3. 4年後以降

②施設内の個々の子どもの成長・発達について、幼保合同で話し合いをしていますか。

1. 実施している 2. 現在はしていないが、
 今後実施する予定である 3. 実施していない

③3歳以上の子どもの保育については、幼稚園に所属する子どもと、保育園(所)に所属する子どもの合同保育を実施していますか。あるいは今後実施する予定はありますか。

1. 実施している 2. 現在はないが、実施する予定である 3. 実施していない



それはいつ頃ですか。以下から一つ選んでください。

1. 年度内 2. 3年以内 3. 4年後以降

④貴施設での食事はどのようにしていますか。

1. 幼稚園、保育園(所)共通である



どのような形態ですか。
以下から一つ選んでください

1. 給食（自園式）
2. 給食（委託式）
3. その他（ ）

2. 幼稚園と保育園(所)で別々である



どのような形態ですか。
以下から一つ選んでください

- 【幼稚園】
1. 給食（自園式）
2. 給食（委託式）
3. お弁当
4. その他（ ）

- 【保育園(所)】
1. 給食（自園式）
2. 給食（委託式）
3. その他（ ）

⑤8時間以上の教育・保育を受けている子どものおやつはどのようにしていますか。

1. 幼稚園、保育園(所)共通である

2. 幼稚園と保育園(所)で別々である



どのような形式か、具体的にご記入ください。

⑥子どもの制服はどのようにしていますか。

1. 幼稚園、保育園(所)共通である



子どもの制服はありますか。

1. ある 2. ない

2. 幼稚園と保育園(所)で別々である



子どもの制服はありますか。

【幼稚園】

1. ある 2. ない

【保育園(所)】

1. ある 2. ない

貴施設での子どもの服装について、工夫した点などを以下にご記入下さい。

⑦貴施設での行事（入園式、卒園式、運動会、誕生会など）は、どのように実施していますか。

1. 幼稚園・保育園(所)合同で実施している
2. 幼稚園・保育園(所)別々に実施している
3. 行事によって異なる（具体的にご記入下さい。）

貴施設での行事について、工夫した点などをご記入ください。

⑧小学校との連携はしていますか。

1. している



どのような形式で連携していますか。具体的にご記入下さい。

2. していない

⑨保護者会はどのように実施していますか。

1. 全て幼稚園・保育園(所)合同で実施している
2. 全て幼稚園・保育園(所)別々に実施している
3. 機会に応じて実施方法を変えている（具体的にご記入下さい。）
4. 保護者会を実施していない

貴施設での保護者会の実施について、特に工夫している点をご記入ください。

⑩障害児保育や育児不安など特別なニーズがある場合についてお答えください。

a)特別なニーズがある場合、どのようなことを行っていますか。以下に具体的にご記入ください。

(自由記入欄)

b)その際、地域の関係機関と連携をしていますか。

1. 連携している

2. 連携していない



連携している機関に全て○をつけて下さい。

- 1. 児童相談所
- 2. 保健センター
- 3. 通園施設
- 4. 医療機関
- 5. 教育委員会
- 6. ことばの教室
- 7. その他 ()

【問5 地域の子育て支援について】

①地域の子育て支援に取り組んでいますか。

1. 取り組んでいる

2. 取り組んでいない



以下のなかで、貴施設で取り組んでいるもの全てに○をつけて下さい。

- 1. 一時保育
- 2. 相談
- 3. 情報提供
- 4. 園庭開放等場の提供
- 5. 育児講座や母親サークル
- 6. その他 ()

②地域の子育て支援のための専用スペースはありますか。

1. ある

2. ない

【問6 職員について】

①幼稚園教諭・保育士の研修はどのようにしていますか。

【園内研修】

1. 幼稚園・保育園(所)合同で実施している
2. 幼稚園・保育園(所)別々に実施している
3. 内容によって異なる（具体的にご記入下さい）

【園外研修】

1. 幼稚園・保育園(所)合同で実施している
2. 幼稚園・保育園(所)別々に実施している
3. 内容によって異なる（具体的にご記入下さい）

②職員会議はどのように実施していますか。

1. 幼稚園・保育園(所)合同で実施している
2. 幼稚園・保育園(所)別々に実施している
3. 内容によって異なる（具体的にご記入下さい）

以上で調査は全て終了です。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

資料 2